

香芝市公告

生産緑地法（昭和４９年法律第６８号）第１０条の規定による買取りの申出のあった生産緑地について、同法第１３条の規定による取得を希望される方へのあっせんを行っています。

取得を希望される方は、申し出て下さい。

令和７年 ９月 ５日

香芝市長 三 橋 和 史

１ あっせんする土地

生産緑地の区域	買取りの申出日
狐井９２番	令和７年８月５日
狐井９４番１	

２ 申出場所等

申出場所 香芝市都市創造部都市計画課

電話番号 ０７４５－４４－３３１６

３ その他の事項

- (１) 上記生産緑地を買い取った場合は、買取りの申出の日から３月以内に、所有権移転の登記をすることが必要です。
- (２) 買取りの申出は、農地法（昭和２７年法律第２２９号）による農地を取得できる方に限ります。
- (３) 上記生産緑地を取得した場合は、その後においても生産緑地として営農していただくこととなります。